





つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年7月6日(金) 第9614号

■ 目 次

	ペーシ
規 則	
○群馬県事務委任規則の一部を改正する規則(総務課)	2
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(県民生活課)	3
○土地改良区の定款変更認可(農村整備課)	3
○同	3
○都市計画道路変更の県原案(都市計画課)	3
○公聴会の開催 (同)	4

 \mathcal{O}

第

規

則

平成三十年七月六日群馬県事務委任規則の 部を改正する規則をここに公布する。

群馬県知 事 大 澤 正

明

群馬県規則第五十二号

第一条 うに改正する。 群馬県事務委任規則(昭和四十三年群馬県規則第七十二号)群馬県事務委任規則の一部を改正する規則 の 部を次のよ

項の次に次のように加える。 項の次に次のように加える。 東京、「第五十五条の五」を「第五十五条の六」に改め、同項を同部十二の項とし、同部十のの項がら二十二の項までとし、同部十二の項中「第五十五条の六第一項」を可」に改め、同部中二十二の項を二十三の項とし、十三の項から二十一の項までを項」に改め、同部中二十二の項を二十三の項とし、十三の項から二十一の項までを項」に改め、同部中二十二の項を二十三の項とし、十三の項から二十一の項までを項」に改め、同部中二十二の項を二十三の項とし、十三の項から二十一の項までを項」に改め、同部中二十二の項を二十三の項とし、計画を引

学準備給付金の支給- 一 第五十五条の五第 項 の規定による進 福伊 独勢 梅

+

>項までを二十一の項から二十三の項までとし、十九の項の次に次のように加える。別表第二第四号の表八の部中二十三の項を二十四の項とし、二十の項から二十二一条 群馬県事務委任規則の一部を次のように改正する。

務等所保 長健

部又は一部の微力・ 徴護条 収の実施施施 機一関項 のの の定める額の全の規定による第 福伊 祉勢

他事務所長 第 等 保健

施行する。 則 条の規定は公布の日 から、 第二条の規定は平成三十年十月一日 から

2

■ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更 に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告 する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県 民生活課において縦覧に供する。

平成30年7月6日

群馬県知事 大澤 正明

- 1 申請のあった年月日 平成30年6月25日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人いこい
- 3 代表者の氏名 西山勝美
- 4 主たる事務所の所在地 渋川市渋川1746番地2
- 5 定款に記載された目的 この法人は、青少年、家庭、障害者、高齢者に対する援助や介護事業を行い、地域と 社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により高崎西部土地改良区の定款の変更を平成30年6月22日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年7月6日

群馬県知事 大澤 正明

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定により藪塚台地土地改良区の定款の変更を平成30年6月22日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年7月6日

群馬県知事 大澤 正明

榛名都市計画道路について、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により変更するに 当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

平成30年7月6日

群馬県知事 大澤 正明

都市計画道路3・6・1号榛名幹線ほか1路線を次のように変更する。

種	名	称			位	置			区	域				構	造	備
別		路線名	起	点	終	点	主	な	延	長	構	造車	線	幅員	地表式の区間における	

					経過地		形 式	の数		鉄道等との交差の構造	考
線街		榛名幹線		高崎市下 里見町字 堂尾根	高崎市下 里見町字 天神前			2車線	10.5m		
路	構造形	式の内訳		高崎市本 郷町字鶴 楽		約 500m	掘割式		15m		
			高崎市下 里見町字 北川原			約 740m	嵩上式		10.5m ∼ 18m		
						約 2,830m	地表式		10.5m ∼ 18m	幹線街路と平面交差1 箇所	
	3.4.2	里見幹線	里見町字	高崎市下 里見町字 小五郎谷 戸	高崎市中 里見町字 塚崎		地表式	2車線	17m	幹線街路榛名幹線と立 体交差 幹線街路と平面交差3 箇所	

群馬県都市計画公聴会規則(昭和45年群馬県規則第85号)第2条第1項の規定により、榛名都市計画道路に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成30年7月6日

群馬県知事 大澤 正明

- 1 開催期日及び場所 平成30年7月31日(木)午後2時から 榛名文化会館(エコール)第5会議室
- 2 作成しようとする都市計画の案 榛名都市計画道路の変更に係る都市計画の案(都市計画原案は、群馬県県土 整備部都市計画課、群馬県県土整備部高崎土木事務所(及び榛名事業所)、高崎市都市整備部都市計画課及び高崎 市榛名支所建設課において、平成30年7月6日(金)から同月20日(金)まで閲覧に供する(ただし、群馬 県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号)第1条第1項に規定する休日を除く。)。)
- 3 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計 画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面(別記様式)により、平成30年7月20日(金)まで に下記に到着するよう提出すること。

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課

- 4 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。 なお、公述時間は、10分以内とする。
- 5 その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都 市計画課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。
- 6 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話 0 2 7 2 2 6 3 6 5 6 別記様式

榛名都市計画道路(3・6・1号榛名幹線ほか1路線)の変更に関する公述申出書

年 月 日

群馬県知事 大澤 正明 あて

平成30年7月6日付け群馬県報に登載された榛名都市計画道路の変更に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

 1 公述申出人
 住所
 電話番号

 氏名
 印
 年齢
 職業

- 2 都市計画案に係る利害関係 (関係市町村の住民等は、記載不要)
- 3 意見の要旨(別紙のとおり)

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 電話 027-223-1111